

大分県西部振興局と協定締結

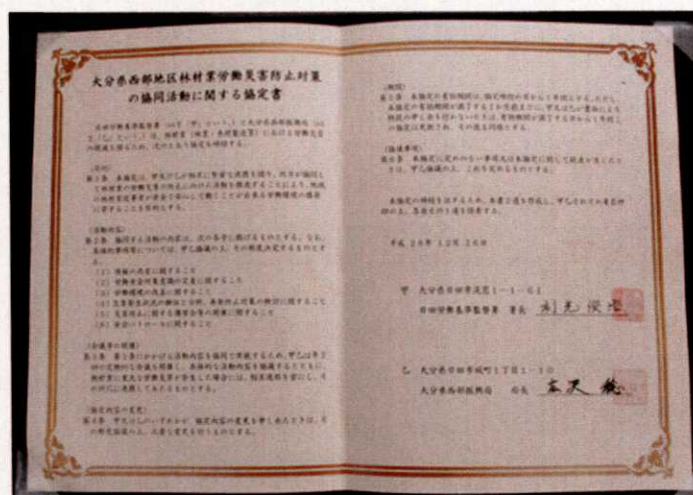
(林業・木材製造業の災害防止に向けて)

日田の基幹産業の発展が労働者の犠牲の上にはありません。

日田労働基準監督署と大分県西部振興局は、平成28年12月26日、林業・木材製造業における災害の撲滅を図るための協定を締結しました。

協定に基づき、協同して行う活動は主として次の6項目です。

- (1) 情報の共有に関する事
- (2) 労働安全対策意識の定着に関する事
- (3) 労働環境の改善に関する事
- (4) 労働災害発生状況の検証と分析、再発防止対策の検討に関する事
- (5) 労働災害に関する講習会等の開催に関する事
- (6) 安全パトロールに関する事



(協定締結の背景)

平成28年1月から11月までに当署管内で発生した労働災害の総件数に林業と木材製造業が占める割合は、林業10.3%、製材業16.3%とほぼ4分の1以上となる状況でした。特に林業では他の業種と比較した場合、圧倒的に重大災害の発生率が高く、安全な作業環境等の改善が当署の喫緊の課題となっていました。

そのような中、平成28年4月から、当署と大分県西部振興局の間で災害撲滅に向けた協同した取り組みを模索してきたところでしたが、11月に管内の林業現場での死亡事故が2件発生し、労働者と個人事業主各1名の尊い命が失われ、12月に入っても死亡に至りかねない重大な災害が発生するという極めて危機的な状況が発生しました。

このため、大分県と早急に協定を締結し災害防止に取り組むこととなりました。